

八重瀬町地球温暖化対策実行計画
(第4次計画)

令和8年3月

沖縄県八重瀬町

目次

第1章 計画策定の背景

1. はじめに……………1
2. 地球温暖化とは何か……………1
3. 地球温暖化による影響……………2

第2章 計画の基本的事項

1. 計画策定の趣旨……………4
2. 計画の目的……………4
3. 計画の位置づけ……………5
4. 旧実行計画における温室効果ガスの削減目標の達成状況……………5
5. 基準年度、計画期間及び目標年度……………7
6. 対象範囲……………7
7. 計画の対象とする温室効果ガス……………8
8. 算定方法……………9

第3章 二酸化炭素の排出状況、取組内容、目標等

1. 基準年度における二酸化炭素の排出状況……………10
2. 二酸化炭素の部門別の排出量……………12
3. 間接的効果のある取組……………13
4. これまでの取組と課題……………15
5. 二酸化炭素排出量削減に関する目標……………16

第4章 目標達成に向けた取組

1. 資源・エネルギー使用量の削減……………18
2. 職員の環境保全意識の向上……………19

第5章 計画の推進と点検・評価

1. 推進・点検体制……………20
2. 職員に対する周知及び啓発……………21
3. 実施状況の点検方法と結果の公表……………21

第1章 計画策定の背景

1 はじめに

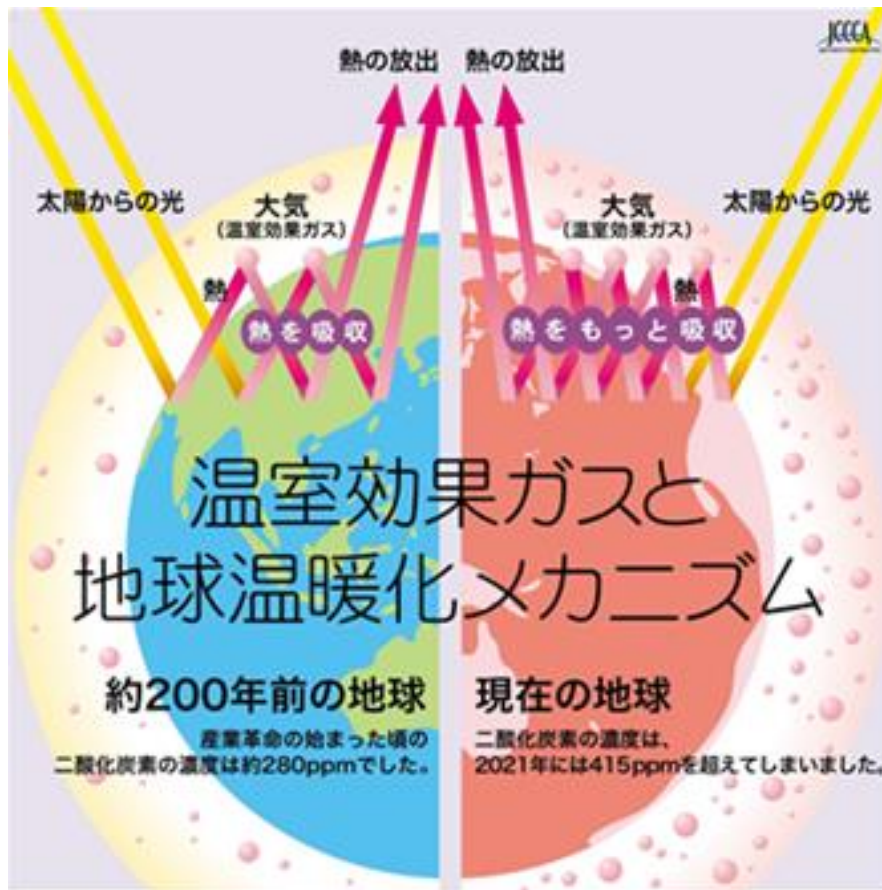
近年、地球環境は大きく変化しており、なかでも地球温暖化は、地球規模で深刻化している重要な環境問題の一つです。地球温暖化の主な原因は、化石燃料の消費に伴い排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの増加であると考えられています。

現在、世界各地において、地球温暖化が要因の一つとされる集中豪雨、大型台風、猛暑や寒波などの異常気象が発生しており、私たちの生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしています。

このように、地球温暖化は人類の存在にも関わる深刻な環境問題であり、その原因となる温室効果ガスは、日常の事務事業活動や社会生活の中から排出されています。この問題に対応するためには、化石燃料に依存した大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済構造から、省資源、省エネルギーを基本とした循環型で持続可能な社会へと転換していくことが求められています。

2 地球温暖化とは何か

地球は、太陽光によって暖められ、地表から放出された熱の一部は宇宙へ放出されますが、残りは大気中の二酸化炭素(CO₂)などの温室効果ガスに吸収されます。温室効果ガスが適度に存在することで、地球の気温は生命の維持に適した状態に保たれています。しかしながら、温室効果ガスが過剰に増加すると、放出されるはずの熱が大気中にとどまり、地表付近の大気、海水等の温度が上昇します。このような現象を「地球温暖化」といいます。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト (<http://www.jccca.org/>) より

3 地球温暖化による影響

地球温暖化が進行すると、海水の膨張や氷河の融解による海面上昇、異常気象の頻発など、気候メカニズムに大きな変化が生じるおそれがあります。これらの変化は、生態系、農林水産業、食料生産、人の健康等、さまざまな分野に深刻な影響を及ぼすことが懸念されています。

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2023年に公表した第6次報告書では、現在すでに大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において広範かつ急速な変化が生じており、自然環境及び人間社会に対して深刻な悪影響や損失が発生していると報告されています。

また、各国で地球温暖化防止政策が実施されているものの、今世紀末には地球の平均気温が最大で約3.5℃上昇する可能性があるとして予測されています。沖縄県内においても【図1】に記載している影響が予測されています。

項目	影響予測
農林水産分野	<ul style="list-style-type: none"> ・秋冬期の高温によりマンゴーの着花・着果の不良が発生することが予測されています。 ・高温による一部の病害虫の発生増加や発生期間が長期化するなど、気温上昇による被害増大の影響が指摘されています。
水環境 水資源	<ul style="list-style-type: none"> ・入域観光者数の増加に伴い水使用量が増加すると予想される中、気候変動による無降水日の増加により水不足が発生することが懸念されています。
自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・高水温によるサンゴの白化現象、集中豪雨等による赤土等流出がサンゴ礁生態系に及ぼす影響や、二酸化炭素の増加に伴う海洋酸性化がもたらす海洋生態系への影響が懸念されています。 ・侵略的外来生物の侵入・定着確率が気候変動により高まることが予測されています。
自然災害 沿岸域	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、開発による雨水浸透の低下が進み、雨水流出が増大し、集中豪雨による水害が多発することが懸念されています。 ・気候変動に伴い海面水位の変動が生じる場合、高潮・高波の影響や砂浜消失が懸念されます。 ・強い台風の増加等が予測されています。
健康	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動が蚊媒介性などの様々な感染症に影響し、世界的流行を引き起こした場合、それが県内にも波及することが想定されています。 ・熱中症について、従来の感覚での暑さ対策では不十分で、長期間にわたって健康を損ねるまたは死亡事故につながる危険性が高くなることが懸念されています。
産業 経済活動	<ul style="list-style-type: none"> ・海面上昇により砂浜が減少することで、海岸部のレジャーに影響を与えると予測されています。 ・熱中症への懸念等、気候変動がもたらす影響によって、屋外における活動(観光やイベント等)に弊害が生じる恐れがあります。
国際生活 都市生活	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等が進めば、インフラ・ライフライン等に影響が及ぶ機会の拡大が懸念されています。
基盤的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価における赤土等流出防止に係る予測等において、気候変動を考慮した調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う必要性が高くなっています。

【図 1】 沖縄県における気候変動による影響予測

出典：沖縄県 「第 2 次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県気候変動適応計画）」

第2章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

地方公共団体は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法律」という。）に基づき、地球温暖化対策計画に即して、当該地方公共団体の事務及び事業に伴う温室効果ガスの排出削減等のための措置に関する計画を策定することが義務付けられています。

八重瀬町では、平成21年度に「八重瀬町地球温暖化対策実行計画」を策定し、町の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガスの削減に向けた取組を進めてきました。第3次計画の計画期間（令和元年度から令和5年度まで）が終了したことから、これまでの取組状況や課題を踏まえ、今後の対策を明確にするため、「第4次八重瀬町地球温暖化対策実行計画」を策定するものです。

2 計画の目的

本計画は、法律第21条の規定に基づき策定する「地方公共団体実行計画」であり、八重瀬町の事務及び事業から排出される温室効果ガスの排出実態及び特性を把握するとともに、具体的な削減目標及び温室効果ガスの排出抑制に向けた取組を定めることにより、温室効果ガス排出量の削減を図ることを目的としています。

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条（抜粋）

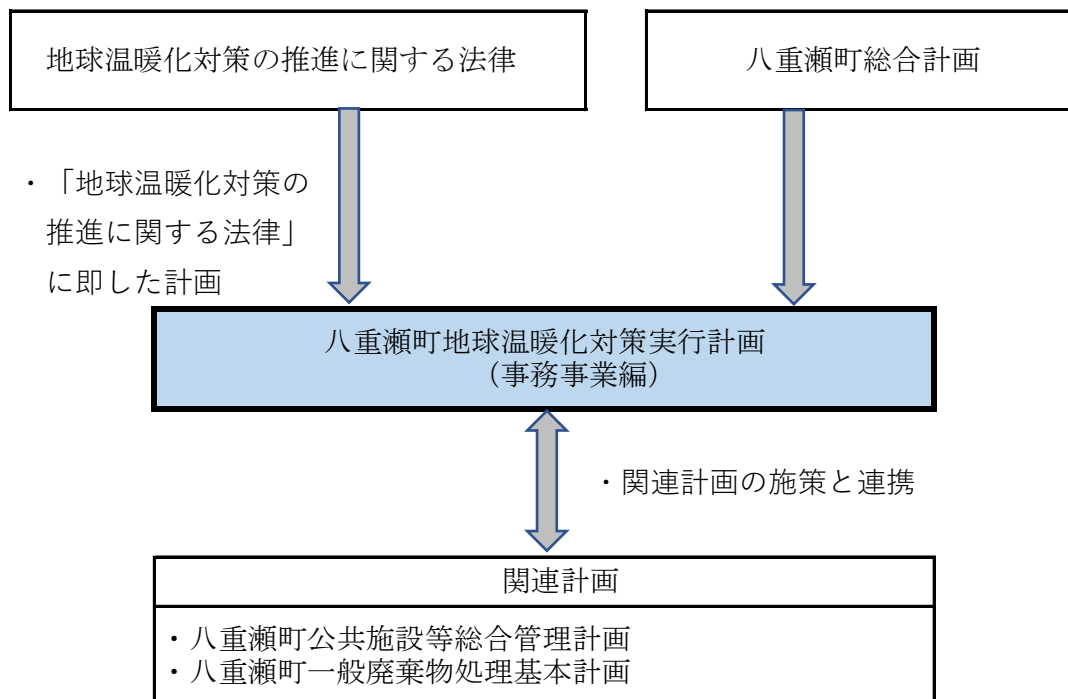
第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

第21条第8項 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅延なく、これを公表しなければならない。

第21条第10項 都道府県及び市町村は、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

3 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び本町の最上位計画である「八重瀬町総合計画」の下に位置づけます。また、他の上位・関連計画とも整合性を図るものとしします。



【図2】 本計画の位置づけ

4 旧実行計画における温室効果ガスの削減目標の達成状況

旧実行計画（平成30年度を基準年度とし、令和元年度から令和5年度まで）は、削減目標を数値で掲げた電気、ガス、燃料、水使用量、廃棄物排出量について5%削減することとしていました。

これまで対象施設では、省エネルギー・省資源を推進するほか、生ゴミ堆肥化事業による取り組みを進めてきました。しかしながら、令和5年度の温室効果ガス排出量は、平成30年度と比較して約10%増加しています。

【表1】 温室効果ガス削減の達成状況

基準年度排出量 平成30年度	比較状況	最終年度排出量 令和5年度
2,411 t-CO ₂	基準年度と比べ 10%増加	2,635 t-CO ₂

二酸化炭素排出量は年度により増減が見られるものの、長期的には大きな削減には至っていない状況であります。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により業務活動が変化したことなどから減少が見られ、令和4年度には増加が見られるものの、その後は減少傾向となっています。

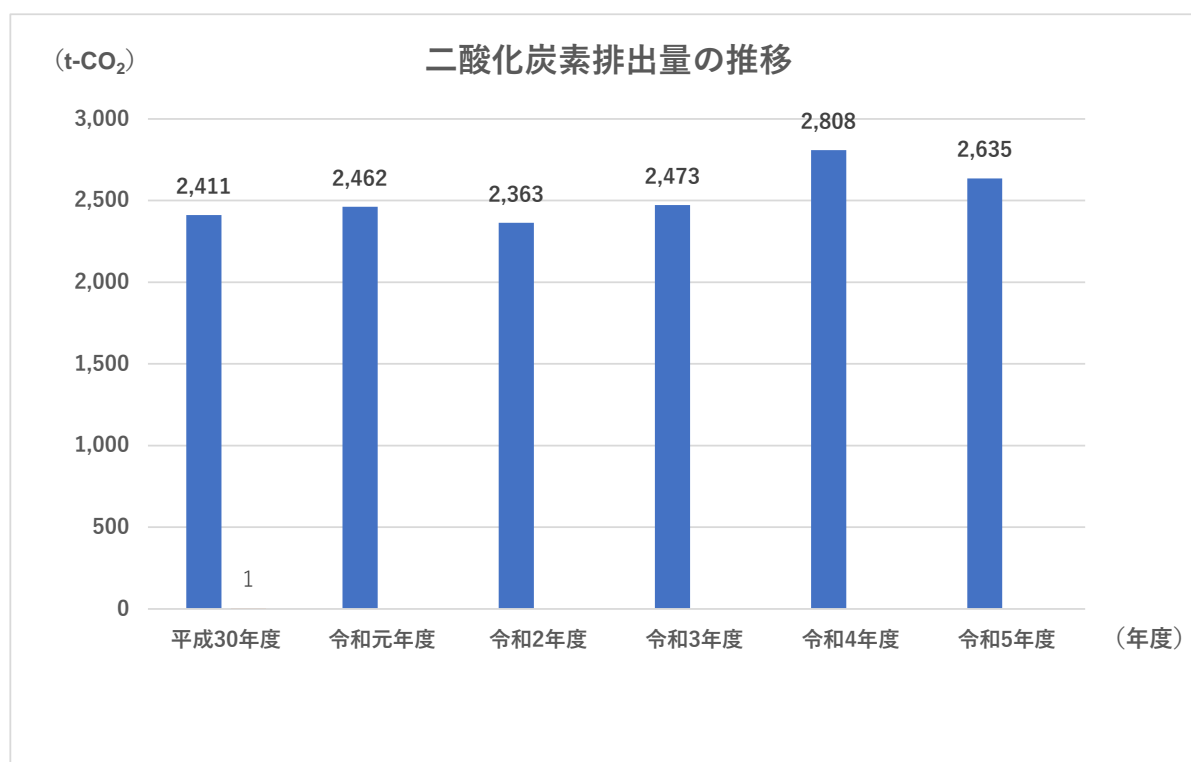
平成30年度比で10%増加した要因は、主として電気使用量の増加によるものと考えられます。特に、空調負荷の増大等が影響しているものと推察されます。

今後は、国の削減目標との整合を図りながら、計画的かつ継続的な削減対策を実施していく必要があります。

【表2】温室効果ガス排出量の推移（基準年度比較）

年度	排出量 (t-CO ₂)	基準年度比
平成30年度	2,411	-
令和元年度	2,462	2.1%
令和2年度	2,363	▲2.0%
令和3年度	2,473	2.6%
令和4年度	2,808	16.5%
令和5年度	2,635	10.0%

【表3】二酸化炭素排出量の年度別推移



5 基準年度、計画期間及び目標年度

本計画の基準年度、計画期間及び目標年度は以下のとおりとします。

基準年度は本町の事務及び事業から排出される温室効果ガスを把握可能な直近年度とします。

実行計画の達成状況、社会情勢、国の施策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを実施するものとします。

- 基準年度：令和6年度
- 計画期間：令和7年度から令和12年度までの6年間
- 目標年度：令和12年度

6 対象範囲

本計画の対象となる部局、施設等は図3のとおりです。

本計画の対象となる事務及び事業の範囲は、町が実施する全ての事務及び事業とします。ただし、他者に委託等を行う事務や事業（公共工事のように民間に委託して行う事業や、町有施設の管理運営を民間等に委託して行うもの）を除きます。この場合においては、温室効果ガスの排出抑制等の取り組みが可能なものについては、受託者等に対して、抑制のための取り組みを実践するように要請します。

区分	施設名称
本庁舎	議会事務局、総務部、民生部、経済建設部、教育委員会
出先施設	八重瀬町保健センター、東風平給食センター、具志頭給食センター、八重瀬町中央公民館、中央公民館具志頭分館、東風平体育館、具志頭社会体育館、八重瀬町スポーツ観光交流施設、具志頭歴史民俗資料館・図書室、ぐしかみこども園、子育て支援センターぴっぴ、八重瀬町図書館・子ども学習センター
運動施設・公園	宮森公園、長田門原公園、小城展望台、西部プラザ公園、八重瀬公園、屋宜原中央公園、屋宜原東公園、東風平運動公園
小中学校	東風平小学校、白川小学校、具志頭小学校、新城小学校、東風平中学校、具志頭中学校
その他施設	雄樋川地区排水処理施設、港川地区排水処理施設、玻名城の郷便益施設

【図3】 実行計画対象の部局及び施設名称

※公園については、園内の各設備を含めて一体の施設として整理しています。

7 計画の対象とする温室効果ガス

法律第2条第3項には、地球温暖化の主な要因とされている7物質の温室効果ガス【図4】が規定されています。

7物質のうち、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素については排出量の算定が困難又は温室効果ガス排出量全体に占める割合が小さいことから、これまでの計画同様に計画の対象外とし、温室効果ガスの排出量を把握する対象物質は、発生量が多く削減対策に取組やすい「二酸化炭素」を対象とし、排出量算定の対象を「電気、ガソリン、軽油、A重油、灯油、LPガスの使用量」とします。

温室効果ガスの特徴			
国連気候変動枠組条約と京都議定書で取り扱われる温室効果ガス			
温室効果ガス	地球温暖化係数※	性質	用途・排出源
CO₂ 二酸化炭素	1	代表的な温室効果ガス。	化石燃料の燃焼など。
CH₄ メタン	25	天然ガスの主成分で、常温で気体。よく燃える。	稲作、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋め立てなど。
N₂O 一酸化二窒素	298	数ある窒素酸化物の中で最も安定した物質。他の窒素酸化物（例えば二酸化窒素）などのような害はない。	燃料の燃焼、工業プロセスなど。
HFCs ハイドロフルオロカーボン類	1,430など	塩素がなく、オゾン層を破壊しないフロン。強力な温室効果ガス。	スプレー、エアコンや冷蔵庫などの冷媒、化学物質の製造プロセス、建物の断熱材など。
PFCs パーフルオロカーボン類	7,390など	炭素とフッ素だけからなるフロン。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。
SF₆ 六フッ化硫黄	22,800	硫黄の六フッ化物。強力な温室効果ガス。	電気の絶縁体など。
NF₃ 三フッ化窒素	17,200	窒素とフッ素からなる無機化合物。強力な温室効果ガス。	半導体の製造プロセスなど。

※京都議定書第二約束期間における値

参考文献：3R・低炭素社会検定公式テキスト第2版、温室効果ガスインベントリオフィス

【図4】温室効果ガスの特徴（法律第2条第3項に記載されている温室効果ガス）

※全国地球温暖化防止活動推進センターウェブサイト（<http://www.jccca.org/>）より抜粋

8 温室効果ガス排出量の算定方法

(1) 電気使用に伴う温室効果ガス排出量の算定

電気の使用に伴い発生する二酸化炭素(CO₂)の排出量は、次の式により算定します。

$$\text{CO}_2\text{排出量(kg-CO}_2) = \text{電気使用量(kWh)} \times \text{排出係数(kg-CO}_2)$$

※排出係数：0.638kg-CO₂/kWh（令和6年度の沖縄電力の排出係数）

(2) 燃料使用に伴う温室効果ガス排出量の算定

燃料の使用に伴い発生する二酸化炭素(CO₂)の排出量は、次の式により算定します。

$$\text{CO}_2\text{排出量(kg-CO}_2) = \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数} \times 44/12$$

【表4】燃料別の単位発熱量と排出係数

燃料種別	単位	単位発熱量※	排出係数
ガソリン	L	34.6 (MJ/L)	0.0183 (kg-C/MJ)
灯油	L	36.7 (MJ/L)	0.0185 (kg-C/MJ)
軽油	L	37.7 (MJ/L)	0.0187 (kg-C/MJ)
A重油	L	39.1 (MJ/L)	0.0189 (kg-C/MJ)
B重油	L	39.1 (MJ/L)	0.0195 (kg-C/MJ)
液化石油ガス(LPガス)	kg	50.8 (MJ/kg)	0.0161 (kg-C/MJ)

参考：地球温暖化対策推進法施行令、実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス排総排出量算定方法ガイドラインより（令和6年 環境省）

※単位発熱量とは、燃料を1単位燃やした際に得られるエネルギー量を示す値であり、温室効果ガス排出量を算定する際に用いられる指標です。

(3) 算定方法の見直し

令和6年度から算定方法の見直しを行い、ごみ排出量及び水道使用量に係る搬出量を算定対象から除外しております。そのため、過年度との単純な比較には留意が必要です。

第3章 二酸化炭素の排出状況、取組内容、目標等

1 基準年度（令和6年度）における二酸化炭素の排出状況

令和6年度における八重瀬町の二酸化炭素排出量は、約2,497 t-CO₂となっています。排出種別の構成を見ると、電気使用量に起因する排出が約84.0%を占めており、全体の大部分を占めています。

また、燃料別では、LPガスが燃料由来排出量の約49.6%、全体の約7.9%を占めており、次いで軽油、A重油、ガソリンの順となっています。

このことから、本町における二酸化炭素排出量の削減に向けては、電気使用量の削減を中心とした取組を進めることが重要であるといえます。

【表5】エネルギー使用量実績

使用種別	エネルギー使用量	排出量(t-CO ₂)	排出種別構成比(%)	
電気 ^{※1}	3,285,402 kWh	2,096	84.0	
燃料	ガソリン	24,047 L	55.8	2.2
	LPガス	66,383 kg	199.0	7.9
	灯油	0.0 L	0	0.0
	軽油	30,846 L	79.7	3.2
	A重油	24,541 L	66.5	2.7
	燃料計		401	16.0
合計		2,497	100.0	

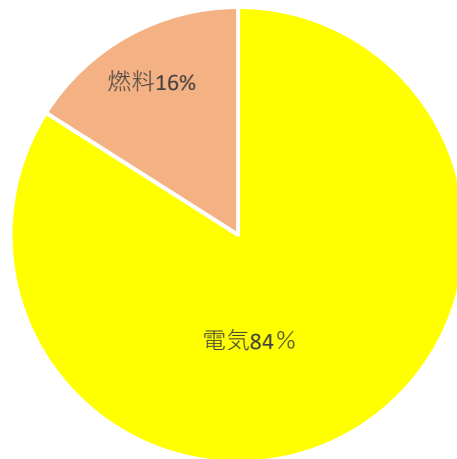
※CO₂排出係数とは、電気や熱等のエネルギー生産及び利用当たりの温室効果ガス排出量を示した係数です。電力会社においては、発電時に用いた資源（特に化石燃料）により算出されます。

【表6】対象施設別エネルギー使用量（基準年度：令和6年度）

	施設名等	電気 (kWh)	LPガス(kg)	灯油(ℓ)	A重油(ℓ)
1	本庁舎	256,952	23,969	0	100
	小計（本庁舎）	256,952	23,969	0	100
2	八重瀬町保健センター	41,162	1	0	0
3	東風平給食センター	142,622	4,006	0	15,525
4	具志頭給食センター	46,589	2,957	0	8,916
5	八重瀬町中央公民館	82,217	3	0	0
6	中央公民館具志頭分館	57,749	3	0	0
7	具志頭社会体育館	52,857	0	0	0
8	八重瀬町スポーツ観光交流施設	103,872	0	0	0
9	具志頭歴史民俗資料館・図書室	75,372	0	0	0
10	ぐしかみこども園	31,596	0	0	0
11	子育て支援センターぴっぴ	9,103	0	0	0
12	八重瀬町図書館・子ども学習センター	52,801	0	0	0
	小計（出先施設）	695,940	6,971	0	24,441
13	宮森公園	102	0	0	0
14	長田門原公園	3,029	0	0	0
15	小城展望台	1,982	0	0	0
16	西部プラザ公園	27,810	13	0	0
17	八重瀬公園（グラウンド・駐車場）	7,363	0	0	0
18	屋宜原中央公園	4,543	0	0	0
19	屋宜原東公園	304	0	0	0
20	東風平運動公園・東風平体育館	221,736	0	0	0
	小計（運動施設・公園）	266,869	13	0	0
21	東風平小学校	384,131	2	0	0
22	白川小学校	290,102	34,959	0	0
23	具志頭小学校	288,146	8	0	0
24	新城小学校	205,673	7	0	0
25	東風平中学校	307,374	6	0	0
26	具志頭中学校	235,077	22	0	0
	小計（小中学校）	1,710,503	35,004	0	0
27	雄樋川地区排水処理施設	178,158	0	0	0
28	港川地区排水処理施設	175,834	0	0	0
29	坂名城の郷便益施設	1,146	426	0	0
	小計（その他施設）	355,138	426	0	0
	合計	3,285,402	66,383	0	24,541

※公園施設については、体育館、広場、駐車場等の園内施設に係るエネルギー使用量を合算して整理しています。

※ガソリン及び軽油については、各課で使用する年間使用量(ガソリン：24,047L、軽油：30,846L)を集計し、その使用量を基に算定しています。



【図 5】町施設における排出種別構成

(燃料にはガソリン、LP ガス、灯油、軽油、重油を含む)

2 二酸化炭素の部門別の排出量

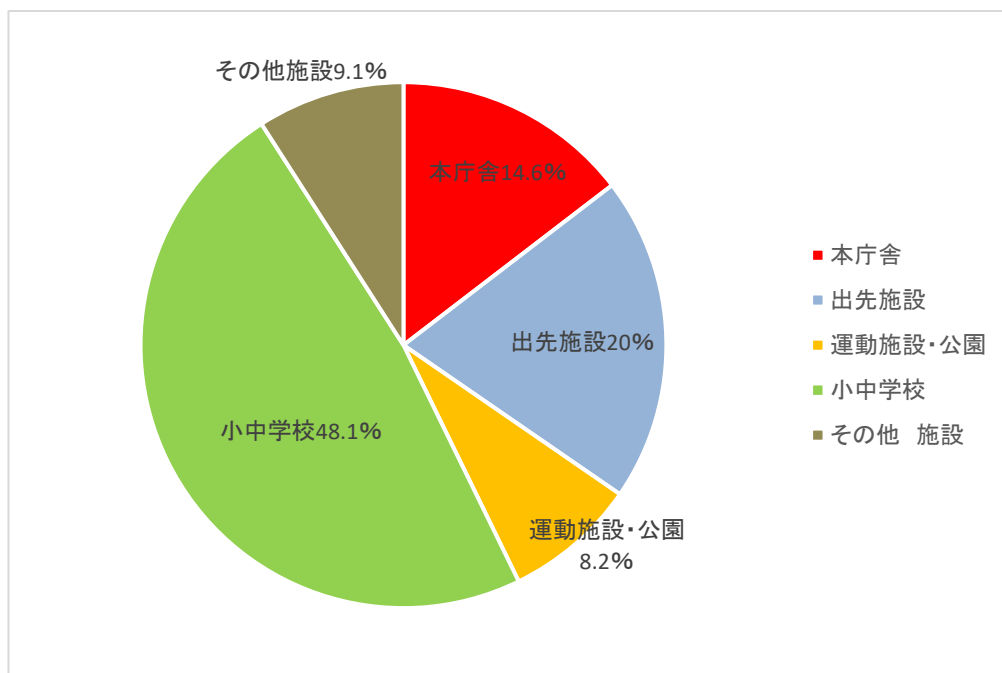
令和 6 年度（基準年度）の二酸化炭素排出量を部門別にみると【表 7】及び【図 6】のとおりです。小中学校からの二酸化炭素排出量が多く、全体の約 48.1%を占めています。次いで出先施設、本庁舎、その他施設、運動施設・公園の順となっています。

この結果から、学校施設をはじめとする電力使用量の多い施設において、計画的な節電対策や省エネルギー型設備への更新を進めることが、排出量削減に向けた重要な課題であることが分かります。

【表 7】令和 6 年度部門別 CO₂ 排出量

(単位：t-CO₂)

項目	本庁舎	出先施設	運動施設・公園	小中学校	その他施設	合計
排出量	364.1	499.2	204	1,201.20	228.5	2,497
割合	14.6%	20%	8.2%	48.1%	9.1%	100%



【図 6】 部門別の排出量

3 間接的効果のある取組

本計画における温室効果ガスの算出対象ではありませんが、水使用量の削減や廃棄物の減量、紙使用量の削減といった取組は、製造過程や処理過程におけるエネルギー使用量の削減につながり、間接的に二酸化炭素排出量の削減効果があります。

【上水使用量】

節水を行うことは、浄水場及び下水処理場における電気使用量等の削減につながり、間接的に温室効果ガスを削減することになります。

(単位：m³)

項目	平成 30 年度	令和 6 年度	増減 (上段:量、下段:%)
上水道使用量	59,953	56,047	-3,906 -6.5%

【廃棄物量】

廃棄物の分別徹底や資源化の推進により、ごみ排出量も減少しています。

(単位:kg)

項目	平成 30 年度	令和 6 年度	増減 (上段:量、下段:%)
ごみ排出量	673.60	662.34	-11.26 -1.7%

※本庁舎から排出された廃棄物の合計量を示したものであり、出先施設・小中学校から排出される廃棄物は含まれておりません。

【コピー用紙の使用量】

日々の業務の中で多くのコピー用紙等の紙類を使用しています。紙の使用量の削減は、廃棄物の削減に寄与するため、温室効果ガスの削減のための有効な取組です。

(単位:枚)

項目	令和 2 年度	令和 6 年度	増減 (上段:量、下段:%)
コピー用紙の使用量	1,640,000	1,512,500	-127,500 -7.8%

※コピー用紙の使用枚数については、把握可能な最も古い年度である令和2年度を基準として比較しています。

4 これまでの取組と課題

(1) これまでの取組

八重瀬町では、庁舎及び公共施設において、温室効果ガス排出量の削減を目的とした省エネルギーの取組を進めてきました。本庁舎及び出先施設においては、昼休み時間帯の消灯や空調の適正管理を行うとともに、LED照明等の省エネルギー型設備の導入を段階的に進めています。

公用車については、燃料使用量の削減及び温室効果ガス排出量の抑制を目的として、電気自動車(EV)等の低公害車の導入を進めており、令和6年度末時点で8台を導入しています。

また、再生可能エネルギーの導入として、本庁舎(令和5年度)及び東風平中学校(令和6年度)に太陽光発電設備を導入するなど、温室効果ガス排出量の削減に向けた取組を進めてきました。

ぐしかみこども園においては、空調設備等に使用されている冷媒ガスについて、適正な点検及び管理を行うとともに、指定管理者制度を導入している八重瀬町観光拠点施設(南の駅)については、指定管理者と連携し、冷媒ガスの適切な管理に向けた取組を促しています。

(2) 課題

これまでの取組により一定の省エネルギー効果が期待される一方で、職員一人一人の省エネルギーに対する意識改革や、節電行動の完全な徹底が難しい状況にあります。

また、公共施設の増加や業務内容の多様化に伴い、公用車の配置要望が増加しており、保有台数の適正化が課題となっています。

加えて、冷媒ガスに関する取組については、機器の使用や管理方法との整合、効果検証の難しさなど、運用面での課題が指摘されています。

(3) 対策

庁舎及び公共施設における省エネルギー対策を推進し、照明や空調設備の適正管理等の日常的な省エネルギー行動の定着を図ります。

また、公用車の適正配置及び低公害車の導入を推進します。

さらに、冷媒ガスを使用する機器の適正な点検及び管理を推進します。

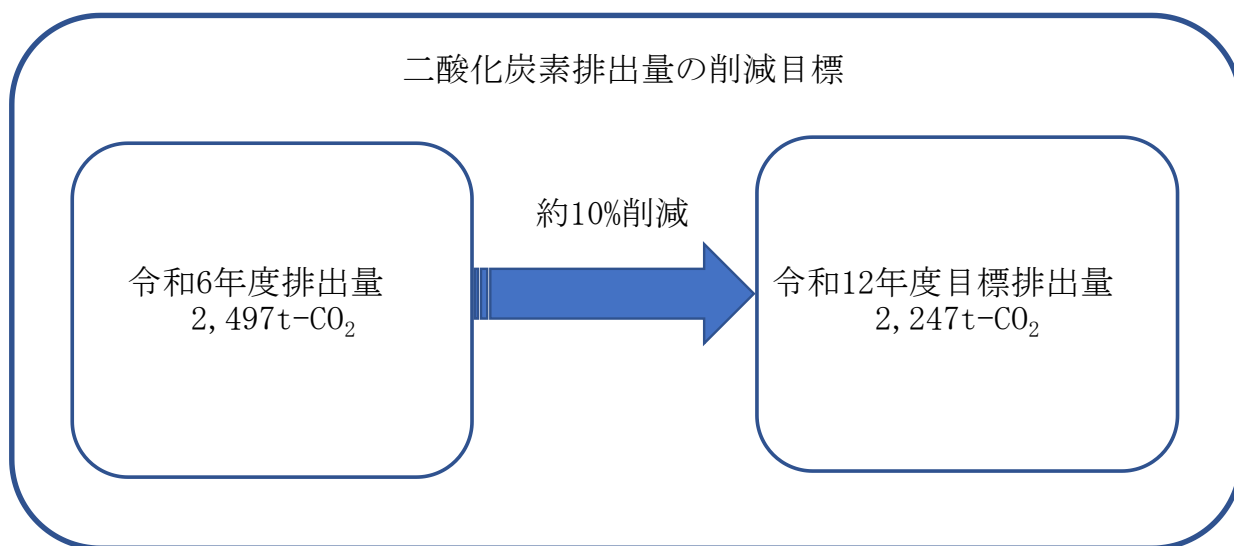
5 二酸化炭素排出量削減に関する目標

国は、令和 12 年度末における温室効果ガスの削減目標について、平成 25 年度から 46%削減することを目標としています。

これを踏まえ、本町においては、施設規模や設備更新状況、これまでの二酸化炭素排出量の推移等を考慮し、実現可能性を重視した削減目標を設定します。

本町では、令和 6 年度の二酸化炭素排出量 2,497t-CO₂を基準とし、令和 12 年度における排出量を 2,247t-CO₂（約 10%削減）とすることを目標とします。

※本計画において、温室効果ガスの排出量を把握する対象である「二酸化炭素」を用いて目標値を設定し、削減に向けて取り組みを推進するものとします。



【図 7】 二酸化炭素排出量の削減目標

(1) 温室効果ガスの削減目標

業務の性質上、数値目標を設定して削減することが困難である業務もありますが、令和 12 年度（目標年度）に、令和 6 年度から約 10%削減することを目標として設定し、温室効果ガスの削減に向けての取組を進めます。

上水道使用量やコピー機の使用量といった業務に伴う活動により間接的に温室効果ガスが排出される項目について、次のとおり目標を設定し、資源等の有効活用による温室効果ガスの削減に努めます。

排出される廃棄物についても、分別の徹底により減量化・資源化を推進し、ごみ排出量の抑制に努めます。

【温室効果ガスの削減目標】

(単位：t-CO₂)

項目	令和6年度	令和12年度 (目標年度)
温室効果ガスの排出量	2,495	2,245
削減率	—	10%

【上水道使用量】

(単位：m³)

項目	令和6年度	令和12年度 (目標年度)
上水道使用量	56,047	50,442
削減率	—	10%

【コピー用紙の使用量】

(単位：枚)

項目	令和6年度	令和12年度 (目標年度)
コピー用紙の使用量	1,512,500	1,361,250
削減率	—	10%

【廃棄物量】

(単位：kg)

項目	令和6年度	令和12年度 (目標年度)
ごみ排出量	662.34	596.10
削減率	—	10%

第4章 目標達成に向けた取組

1 資源・エネルギー使用量の削減

職員が業務を行う際には、次のような取り組みにより、資源、エネルギーの節約、廃棄物の削減を図り、環境負荷の低減に取り組みます。

(1) 電気使用量の抑制

- ・休憩所、更衣室、トイレ、会議室等の照明などは必要な場合のみ点灯します。
- ・複合機やパソコンの効率的な使用に努め、昼休み、窓口業務時必要な個所以外は一斉消灯を心がけて必要最小限での使用を行います。
- ・使用していない機器はコンセントを外し、待機電力を減らします。
- ・OA機器、家電製品等の更新、導入時には必要最小限の機器機能とし、消費電力量が少ない製品を選択します。
- ・業務の効率化を図るとともに、使用する照明や空調設備については必要最小限の運用に努めます。
- ・公共・公用各施設の照明、水銀灯、また街路灯、防犯灯のLED化を進めます。
- ・冷暖房を長期間使用しない時は、電源プラグをコンセントから抜き、待機電力を削減します。
- ・今後、建て替えや大規模改修を行う建物については、省エネ性能向上（断熱性等）や自家消費型の太陽光発電の導入、高効率ヒートポンプ給湯、高効率ガス給湯機器など停電自立型の燃料電池等を組み合わせて導入することを進めます。

(2) 燃料使用量の抑制

- ・急発進や急加速を避けエコドライブに努め、資器材の積み込み、積み下ろし時ではエンジンを停止し、アイドリングストップを心がけます。
- ・目的地が同じ又は近い場合等は相乗りに努め、公用車の利用を控えます。
- ・車内のエアコンは、熱中症予防も考慮しつつ適度に使用します。
- ・タイヤの空気圧を適切に管理し、車両整備に努めます。
- ・空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げて送風効果を向上させます。
- ・計画を立てて公用車のEV化を進め、またEV充電施設等の整備を行います。

(3) 水道使用量の抑制

- ・水漏れ点検を徹底します。
- ・水道使用時は流しっぱなしにせず、こまめに水を止めます。

(4) 紙類使用量の抑制

- ・画面コピーや裏面利用を徹底します。
- ・情報漏洩の恐れのない紙については原則としてメモ用紙等に利用します。
- ・会議資料を電子データ化し、紙の使用については可能な限り削減を図ります。

(5) ごみ排出量の抑制

- ・使用済み封筒や、ファイル等事務用品の再利用を徹底します。
- ・分別を徹底し、再資源化に努めます。
- ・マイバック、マイボトル、マイカップ等の活用を促進し、使い捨て製品の使用削減を図ることで、ごみの搬出量の抑制に努めます。
- ・備品等は大切に扱い、可能な限り長寿命化を図ります。

2 職員の環境保全意識の向上

八重瀬町事務事業による取り組みの実効性を高めるため、職員一人ひとりが環境保全に対する意識を高めることが重要であることから、環境に関する情報提供や知識習得への研修会等への参加を奨励します。

第5章 計画の推進と点検・評価

1 推進・点検体制

本計画の着実な推進を図るため、八重瀬町地球温暖化対策実行計画推進委員会（以下「推進委員会」といいます。）を設置します。推進委員会は、計画の実行性を高め、温室効果ガス排出削減に向けた取組の充実及び強化を図ります。

また、推進委員会は、庁内における取組状況の確認及び課題整理を行い、全庁的かつ継続的な取組を推奨します。

温室効果ガスの排出量及び庁内における取組状況については、年次ごとに点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて取組内容の見直しを行います。

計画管理責任者（町長）	・ 計画の決定及び変更、公表を行う。
推進委員長（副町長）	・ 計画の統括管理、庁内調整
推進委員会（各部長・関係課長）	・ 計画推進の方向性確認 ・ 進捗状況の点検・評価 ・ 見直しの検討
推進員（各課1名）	・ 課内取組の取りまとめ ・ 調査票作成・提出 ・ 課内への情報共有 ・ 環境配慮取組へ推進
事務局（住民環境課）	・ 排出量の集計 ・ 調査票作成・回収 ・ 委員会運営 ・ 国、県報告

【図8】 推進・点検体制図

2 職員に対する周知及び啓発

本計画の推進にあたっては、推進委員会及び事務局が中心となり、各課推進員を通じて計画内容の周知及び取組の推進を行います。

また、温室効果ガス排出量の削減を図るため、全職員(会計年度任用職員を含みます。)が節電・節水の実施、紙使用量の削減、適正な空調管理等の環境配慮行動に取り組みます。

区分	役割	実施内容
推進委員会	推進方法の共有	・計画推進に関する方針を共有する。
各課推進員	課内周知及び取組推進	・課内への情報共有を行う。 ・環境配慮行動の実践を呼びかける
職員(会計年度任用職員を含む。)	環境配慮行動の実践	・節電及び節水を実践する。 ・紙使用量の削減及び再生紙利用を推奨する。 ・適正な空調管理等を実施する。
事務局(住民環境課)	周知啓発の実施	・計画内容の周知を行う。 ・周知資料の作成及び情報発信を行う。 ・各課の取組事例を整理し共有する。

【図9】職員に対する周知及び啓発

3 実施状況の点検方法と結果の公表

取組内容の実施状況についての評価及び電気使用料などの実態調査による点検を年1回行い、対策等について検討します。

点検結果については、町ホームページ等を通じて公表します。

八重瀬町地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づき策定する八重瀬町地球温暖化対策実行計画(以下「実行計画」という。)の円滑な推進及び進捗管理を図るため、八重瀬町地球温暖化対策実行計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 実行計画の推進並びに点検及び評価を行うため、委員会を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実行計画の推進に関すること。
- (2) 実行計画の進捗状況の把握及び点検・評価に関すること。
- (3) 実行計画の見直しに関すること。
- (4) その他実行計画の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、副町長をもって充てる。
- 3 委員は、町長が指定する部長級職員及び関係課長をもって充てる。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員の互選により委員長を定め、その職務を代理する。

(委員長)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。
- 3 委員長は、会議を招集する時間的余裕がない場合その他必要があると認めるときは、書面等により審議を行うことができる。

(推進員)

第6条 実行計画の円滑な推進を図るため、各課等に地球温暖化対策推進員（以下「推進員」という。）を1名置く。

2 推進員は、所属課等における取組の取りまとめ、調査票の作成及び提出、課内への情報共有並びに環境配慮行動の推進を行うものとする。

3 推進員は、各課等の長が所属職員の中から選任するものとする。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、住民環境担当課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。